

○昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場所を定める件）(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																								
<p>一・二 (略)</p> <p>三 時計、業務書類等の共用</p> <p>次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものを共用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">無線局の種別</th> <th style="width: 20%;">共用できる時計、業務書類等の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・二</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>超短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">時計(3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四～六</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注一～七 (略)</p>		無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲	一・二	(略)	(略)	三	超短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)	四～六	(略)	(略)	<p>一・二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>(同上)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">無線局の種別</th> <th style="width: 20%;">共用できる時計、業務書類等の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・二</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>超短波放送又はテレビジョン放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">時計(3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四～六</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> <td style="text-align: center;">(同上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注一～七 (同上)</p>		無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲	一・二	(同上)	(同上)	三	超短波放送又はテレビジョン放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)	四～六	(同上)	(同上)
	無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲																							
一・二	(略)	(略)																							
三	超短波放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)																							
四～六	(略)	(略)																							
	無線局の種別	共用できる時計、業務書類等の範囲																							
一・二	(同上)	(同上)																							
三	超短波放送又はテレビジョン放送を行う地上基幹放送局とその無線設備を共用する超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局 (異なる免許人に所属するものに限る。)	時計(3)																							
四～六	(同上)	(同上)																							